

2024 年 5 月 27 日

富士ツバメ株式会社

商慣行見直しに向けた取組宣言

富士ツバメ株式会社は、液化石油ガス法の省令改正を遵守し、お客様との信頼関係構築と顧客満足度向上を目指し、以下の通り宣言致します。

1. 正常な商慣習を超えた利益の供与、消費者の事業者選択を阻害する恐れのある L P ガス事業者の切替を制限するような条件付き契約の締結は行いません。
2. 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制を徹底します。また賃貸物件向け L P ガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用を計上しません。
3. ガスを使用するお客様、賃貸物件の入居希望者様、不動産管理会社様へ L P ガスの料金表を提示します。

明文化された社内ルールを制定し社内研修を定期的実施します。また代表取締役社長を中心に法令順守を遂行する主幹部署が、報告書・帳票類等で管理監督し、上記宣言内容を確実に実行して参ります。